

令和3年度山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業公募要領

農山漁村地域持続的発展活動支援事業による取組みを公募しますので、山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業実施要領（平成31年4月8日付け農政第17号。以下「実施要領」という。）及び、この公募要領に基づいて応募してください。

1 事業の目的

農山漁村の多様で豊富な農林水産物や地域資源を活かして農林水産業の振興と地域活性化を目指す、地域の持続的発展に向けた農林漁業者等が行う付加価値を創出する取組みの芽出しを支援します。

2 応募者の要件

本事業に応募できるのは、取組みの部門ごとに(1)に該当する者のうち、(2)の要件を満たす者としします。

ただし、付加価値を創出する取組みの芽出しを支援する事業であることから、企業化され経営が成り立っている団体・組織（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）は応募できません。また、農林水産物生産の取組みについては、主たる経営者1人あたりの農業所得が概ね300万円以上の農林漁業者も応募できません。（詳細は実施要領をご確認ください。）

(1) 部門ごとの要件

① 6次産業化の取組み・その他の取組み

2人以上で組織される団体・組織及び個人

② 農林水産物生産の取組み

農林漁業者、森林所有者を主たる構成員とする団体及び農林漁業者、森林所有者（法人を含む）

(2) 共通要件

① 県内に住所又は本拠地を有すること。

② 事業を完遂させる見込みがあり、将来とも継続的な活動が見込まれること。

③ 団体にあっては団体の意思を決定する体制が明らかであること。

④ 団体にあっては会計経理が明確であること。

⑤ 過去に本事業において、同じ部門であり、4に示す類型が同じ取組みを実施した者でないこと。

3 補助対象事業

本事業の事業内容は、次の表の第1欄に定める分類ごとに第2欄に定めるとおりとし、次の項目を満たすものとしします。

(1) 農林水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであること。

(2) 地域資源（地域で生産される農産物、森林資源（特用林産物、木材等）、水産資源、自然環境、郷土料理、伝統文化、生活文化、施設（宿泊施設、遊休施設等）、農地等とする）を活用した付加価値の創出や向上（生産性の向上を含む）に結びつく取組みであること。

(3) 事業実施主体にとって付加価値を創出する取組みであること。

第1欄（部門）	第2欄（事業内容）
6次産業化の取組み	(1) 商品開発に向けた事業プランづくり (2) 加工品・雑貨・小物の試作 (3) 食品等成分分析 (4) 市場調査 (5) 料理・体験メニューの開発 (6) 加工商品等のデザインやパッケージの開発 (7) 試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 (8) 地域活性化につながるイベントの企画開発や試行 (9) (1)～(8)の取組みに必要な最低限度の機器等の導入 ※単なる農産物直売の取組みは除く。
農林水産物生産の取組み	(1) 伝承作物などの導入の検討・試行 (2) 農林水産物の高付加価値化（生産性の向上を含む）のための生産技術導入の検討・試行（規模拡大を伴うものを含む） (3) (1)、(2)の取組みに必要な最低限度の機器等の導入
その他の取組み	(1) 木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの生産・活用などの検討・試行 (2) 再生可能エネルギーの循環の仕組みづくりの検討・試行 (3) その他、地域資源の具体的な活用方法の検討や商品等の開発・試作など、目的達成のため知事が特に適当と認める活動 (4) (1)～(3)の取組みに必要な最低限度の機器等の導入（再生可能エネルギー機器については、専ら特定の個人又はグループが用いるものを除く）

4 事業類型

3に示す表の第2欄に定める事業内容のうち、事業実施主体が取り組む内容に応じて次の2つの類型に区分します。

(1) 事業検討型

「6次産業化の取組み」のうち(1)から(8)まで、「農林水産物生産の取組み」のうち(1)及び(2)、又は「その他の取組み」のうち(1)から(3)まで（以下「事業検討」という。）に取り組むもの

(2) 機器等導入展開型

事業検討型の事業内容に加えて、「6次産業化の取組み」の(9)、「農林水産物生産の取組み」の(3)又は「その他の取組み」の(4)（以下「機器等導入」という。）に取り組むもの

5 補助対象経費

本事業における補助対象経費は、事業の目標達成に必要な経費とし、次に示すとおりとします。

事業内容	区分	内容
事業検討	旅費	旅費及び講師旅費
	報償費	講師等に係る謝金
	需用費	燃料費（自動車等の燃料費） 印刷製本費（パンフレット、チラシ、各種資料の印刷費） 修繕費（資材等の修繕費） 消耗品及び材料購入費（商品開発に要する物品購入費。種苗費を含み、販売する商品に直結する材料に係るものを除く。）
	役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費）、手数料
	使用料及び賃借料	ほ場（農地）、会議室、会場、物品等の使用料及び賃借料
	物品購入費	当該事業の実施に最小限必要な5万円以下の物品（資材及び機材）の購入費
	委託料	当該事業の実施に直接必要な研究、開発等の委託費
	その他	事業の実施に必要と知事が認めるもの
	機器等導入	備品購入費
工事請負費		当該事業の実施に最小限必要な施設の整備費
その他		事業の実施に必要と知事が認めるもの

6 補助率等

本事業における補助率等は、次に示すとおりとします。なお、取組みの内容によっては、1年間での目標達成が困難である場合も想定されるため、事業検討に係る取組みは2年間での事業実施も可能とし、この場合2年合計の補助金の額は各類型で定められた事業費上限と同額とします。ただし、補助は予算の範囲内で行うため、2年目の補助を保証するものではありません。（機器等導入に係る取組みは1年目のみ可能ですので留意してください）

(1) 事業検討型

- ① 事業検討に係る経費 交付対象事業費の上限 300 千円／事業者、補助率 2/3

(2) 機器等導入展開型

- ① 事業検討に係る経費 交付対象事業費の上限 300 千円／事業者、補助率 2/3

- ② ①を踏まえて行う機器等導入に係る経費

交付対象事業費の上限 1,600 千円／事業者、補助率 1/2

7 事業実施計画書の作成

本事業の実施を希望する者は、事業実施計画書を作成しなければなりません。

事業実施計画書には、次の項目を明記してください。

- ① 事業実施主体の概要
- ② 具体的な取組みの内容
- ③ 地域資源の活用について
- ④ 地域の活性化
- ⑤ 取組みによる効果
- ⑥ 発展性

- ⑦ 本計画策定の経過
- ⑧ 実施年度別の事業計画

8 応募方法

- (1) 募集期間（事業実施計画書の提出期間）
令和3年5月17日（月）から令和3年6月30日（水）
- (2) 応募に必要な書類
応募に必要な書類は、実施要領に定めた次のものです。
 - ① 事業実施計画書提出文書（別記様式第2号）
 - ② 事業実施計画書（別記様式第1号）
- (3) 作成した事業実施計画書は、募集期間内に申請者の活動拠点が所在する市町村長に提出してください。なお、事業実施計画書作成前に所管の総合支庁所管課に事前相談が必要です。早めに御相談ください。
- (4) 提出された事業実施計画書は、市町村長が意見書を添付の上、所管の総合支庁に提出することになります。
- (5) 機器等導入展開型の事業に取り組む者は、次の各号の区分に応じて指定する様式により機器等導入・活用計画書を作成し、令和3年8月31日（火）までに所管の総合支庁に提出してください。
 - ① 3に示す表の第1欄に定める6次産業化の取組み及びその他の取組み
実施要領別記様式第5号の1
 - ② 3に示す表の第1欄に定める農林水産物生産の取組み
実施要領別記様式第5号の2
- (6) 必要に応じて、ヒアリングや応募内容の問い合わせを行うことがあります。

9 事業実施計画書の承認

- (1) 審査方法
知事が設置する事業実施計画審査会（以下「審査会」という。）において、次の項目について審査します。
 - ① 応募者が、2に掲げる要件について適正であるか。
 - ② 事業内容が、3に掲げる要件について適正であるか。
- (2) 承認の適否
審査会の結果を基に、事業実施計画並びに機器等導入・活用計画の承認について適否を決定し、応募者及び関係市町村長に対してその結果を通知します。
応募多数の場合は事業採択が見送りとなる場合もありますので、予め御了承願います。

10 事業実施計画の承認後の手続き

- (1) 事業実施計画の承認後は、各総合支庁の指示に従い、補助金交付申請等、適時適切に手続きを行ってください。
- (2) 補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

11 事業実施主体の責務

事業を実施するに当たっては、次の事項のほか、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）、本事業において規定する実施要領及び令和3年度山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を遵守し、適正に事業を執行してください。

- (1) 事業実施主体は、事業に係る経理について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければなりません。
- (2) 事業実施主体は、事業を実施した最終年度の翌年度分から2年間、事業実施後の状況について、毎年度実施評価報告書を提出しなければなりません。
- (3) 事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (4) 取得財産のうち規則及び本事業において交付要綱に規定するものについては、規則に規定する期間内に知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはなりません。なお、知事が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。
- (5) 事業により得られた成果については、県が作成する資料等に掲載したり、セミナー等の県事業において事業実施主体から発表していただくことがあります。

12 受付先及び相談先

事業の実施に関することについては、次に掲げる所管の総合支庁所管課までお問い合わせください。

所管課	住所	電話番号
村山総合支庁地域産業経済課	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19-68	023-621-8432
最上総合支庁農業振興課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1316
置賜総合支庁地域産業経済課	〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50	0238-26-6092
庄内総合支庁地域産業経済課	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5490